短期入所生活介護　重要事項説明書

１．事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．事業者の内容

（１）通常の送迎の実施地域

旭市・匝瑳市・銚子市・東庄町・横芝光町（旧横芝町）・香取市（旧山田町）

事業所名　　やすらぎ園きらめきショートステイサービス
サービスの種類　短期入所生活介護
指定番号　　千葉県　１２７２０００８８４号
所在地　　千葉県旭市イ字飼場３９４７番３
管理者の氏名　　長谷川洋美
電話番号　　０４７９－７４－７１１０
ファックス番号　　０４７９－７４－７１２３

（２）事業所の従業者体制

	職務の内容	人員
管理者	業務の一元的な管理	１名
医師	健康管理及び栄養上の指導	１名以上
歯科医師	歯科の診療・歯科衛生指導	１名以上
生活相談員	生活相談及び指導	１名以上
看護職員	心身の健康管理、保健衛生管理	１名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持の為の指導	１名以上
介護職員	介護業務	13 名以上
栄養士	食事の献立、栄養計算、栄養指導	１名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	１名以上

（３）　設備の概要

○　定員　１０名

○　居室　１０室

利用者の居室は、個室（定員１名）とし、ベッド、キャビネット、洗面台等を備品として備えています。

○　食堂及び共同生活

利用者の使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を設置しています。

○　浴室　　２室

浴室には利用者が使用しやすいよう一般浴槽の他に、特殊浴槽を設置しています。

○　洗面所及び便所

洗面所は居室ごと、便所はユニットに３箇所の設備を設置しています。

○　多目的室

３．サービスの内容

（１）　基本サービス

①　短期入所生活介護計画の立案

利用者の日常生活全般を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②　食事

・ 栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、食事の提供に努めます。
・ 医師の指示による食事の提供を行います。

③　入浴

週に２回以上入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④　介護

短期入所生活介護計画にあった介護を行います。

・ 更衣、排泄、食事、入浴等の介助
・ 体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤　機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥　生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦　健康管理

利用中の医療機関の受診は基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、主治医・他医療機関へ受診を依頼する場合があります。

（２）　その他のサービス

①　理容

理容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合でご希望の方は申し出下さい。

②　所持品の管理

保管できるスペースに限りがありますので、必要最小限の荷物にてお願いいたします。

③　レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。(利用期間中に行われる場合)

４．利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬上の告示上の額として設定いたします。

□ 介護報酬告示額（１日あたり）

（１）　基本料金

	基本料金（日額）	自己負担（１割）
要介護度１	７，０４０円	７０４円
要介護度２	７，７２０円	７７２円
要介護度３	８，４７０円	８４７円
要介護度４	９，１８０円	９１８円
要介護度５	９，８７０円	９８７円

（２）加算料金等　(利用者負担額)

ア　送迎加算　片道につき　１８４円

イ　生活機能向上連携加算Ⅰ（３月に１回を限度）　月額　１００円

　　生活機能向上連携加算Ⅱ　月額　２００円

　　個別機能訓練加算を算定している場合　１００円

ウ　機能訓練指導員加算　日額　１２円

エ　個別機能訓練加算　日額　５６円

オ　看護体制加算（Ⅰ）　日額　４円

　　看護体制加算（Ⅱ）　日額　８円

　　看護体制加算（Ⅲ）イ　日額　１２円

　　看護体制加算（Ⅳ）イ　日額　２３円

カ　看取り連携体制加算※７日限度　日額　６４円

キ　口腔連携強化加算　１回　５０円

　　※１月に１回限度

ク　医療連携強化加算　日額　５８円

ケ　夜勤職員配置加算（Ⅱ）　日額　１８円

　　夜勤職員配置加算（Ⅳ）　日額　２０円

コ　認知症行動・心理症状緊急対応加算（７日間を限度）　日額　２００円

サ　若年性認知症利用者受入加算　日額　１２０円

シ　療養食加算　１回　８円

ス　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　月額　１００円

　　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　月額　１０円

セ　緊急短期入所受入加算

　　（７日（やむを得ない事情がある場合は１４日）を限度）　日額　９０円

ソ　在宅中重度者受入加算　日額

　（イ）看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合　４２１円

　（ロ）看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合　４１７円

　（ハ）(イ)(ロ)いずれの看護体制加算も算定している場合　４１３円

　（ニ）看護体制加算を算定していない場合　４２５円

タ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　日額　３円

　　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　日額　４円

チ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　日額　２２円

　　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　日額　１８円

　　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　日額　６円

ツ　高齢者虐待防止措置未実施減算　　－1/１００
テ　業務継続計画未策定減算　　－1/１００
ト　身体拘束廃止未実施減算　　－1/１００
ナ　長期利用減算
３１日～６０日　日額　要介護１　６７４円
要介護２　７４２円
要介護３　８１７円
要介護４　８８８円
要介護５　９５７円
６１日～　日額　要介護１　６７０円
要介護２　７４０円
要介護３　８１５円
要介護４　８８６円
要介護５　９５５円

二　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
介護職員の処遇改善に伴い、総単位数に14%を掛けて算出
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
介護職員の処遇改善に伴い、総単位数に13.6%を掛けて算出
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
介護職員の処遇改善に伴い、総単位数に11.3%を掛けて算出
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
介護職員の処遇改善に伴い、総単位数に9%を掛けて算出

＊ 介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。

□その他の費用

（１）滞在に要する費用・食費（所得に応じて減額があります）

	通常（第４段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
滞在に要する費用（個室）	１日 2,９１０円	１日 ８８０円	１日 ８８０円	１日 １，３７０円	１日 １，３７０円
食　費	１日 １，５８０円	１日 ３００円	１日 ６００円	１日 1,０００円	１日 1,３００円

１食　あたり

朝食　　３９０円　昼食　　６００円　夕食　　５９０円

（２）その他

ア　上記他レクリエーション費用、理美容、衣類等身の回りで必要なものは実費となります。

イ　キャンセル料

入所前にご利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所前の前日５時までにご連絡いただいた場合　　無料

②入所前の前日５時までにご連絡がなかった場合　　１０％

５．サービス利用にあたっての留意事項

① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される場合、必ず従業者に声をかけてください。

③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

④ 従業者に対する贈物や、飲食のもてなしは、お受けでません。

６．非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

① 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年３回利用者及び従業者等の訓練を行います。

② 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

７．感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います

８．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

９．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０．守秘義務に関する事項

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。

１１．利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１２．身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１３．高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、法人内に委員会の設置をすること等必要な体制の整備を行うとともに、担当者を配置し、従業者に対し、研修を定期的に実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

１４．苦情相談窓口

※サービスに関する苦情や相談は、次の窓口で対応します。

ご利用相談窓口　窓口担当者　　加瀬　和子
　　長谷川　洋美

ご利用時間：月～土曜日　　9時～6時まで

ご利用方法　電話　０４７９－７４－７１１０

※ 公的機関においても、次の期間において苦情申し出ができます

旭市高齢者福祉課
所在地　　：千葉県旭市ニの２１３２番地
電話番号　：０４７９－６２－５３０８
ＦＡＸ番号：０４７９－６２－２１７０
受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

匝瑳市高齢者支援課
所在地　　：千葉県匝瑳市八日市場ハ７９３番地２
電話番号　：０４７９－７３－００３３
ＦＡＸ番号：０４７９－７２－１１１６
受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

銚子市高齢者福祉課
所在地　　：千葉県銚子市若宮町１番地の１
電話番号　：０４７９－２４－８７５４
ＦＡＸ番号：０４７９－２５－０２７７
受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

東庄町健康福祉課
所在地　　：千葉県香取郡東庄町石出２６９２番地４
電話番号　：０４７８－８０－３３００
ＦＡＸ番号：０４７８－８０－３１１２
受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

香取市高齢者福祉課
所在地　　：千葉県香取市佐原ロ２１２７番地
電話番号　：０４７８－５０－１２０８
ＦＡＸ番号：０４７８－５０－１３７９
受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

横芝光町役場福祉課
所在地　　：千葉県山武郡横芝光町宮川１１９０２番地
電話番号　：０４７９－８４－１２５７
ＦＡＸ番号：０４７９－８４－２７１３
受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課
所在地　　：千葉市稲毛区天台６－４－３
電話番号　：０４３－２５４－７４２８

ＦＡＸ番号：０４３－２５４－７４０９
受付時間　：午前9時～午後5時（土日、祝を除く）

１５．第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	１　あり　２　なし
	２　なし		

１６．協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関、利用者の主治医等に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等は、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関
　・名称　　田辺病院
　・住所　　千葉県旭市ロの８１８－２
　・電話番号　　０４７９－６２－００１６
・ 協力歯科医療機関
　・名称　　やすらぎ歯科クリニック
　・住所　　千葉県旭市イの３９２５番２
　・電話番号　　０４７９－６４－０６４８

◇　緊急時の連絡先

なお、緊急の場合は、「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

１７．損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、施設の損害賠償を減じさせていただきます。

１８．当法人の概要

名称・法人種別　　社会福祉法人　旭福祉会
代表者役職・氏名　　理事長　田　邉　信　行
所在地・電話番号　　千葉県旭市イの３９２５番２

０４７９－６３－９０１１

定款の目的に定められた事業

１　第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

２　第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）老人居宅等事業の経営

（ニ）認知症対応型共同生活援助事業の経営

３　公益を目的とする事業

（１）居宅介護支援の事業

（２）地域支援の事業

（３）歯科診療所の事業

（４）介護員養成研修の事業

（５）介護予防・日常生活支援総合事業

（６）地域包括支援センター事業

（７）千葉県留学生受入プログラムに関する事業

介護予防短期入所生活介護　重要事項説明書

１．事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．事業者の内容

（１）通常の送迎の実施地域

旭市・匝瑳市・銚子市・東庄町・横芝光町（旧横芝町）・香取市（旧山田町）

事業所名　　やすらぎ園きらめきショートステイサービス
サービスの種類　介護予防短期入所生活介護
指定番号　　千葉県　1272000884 号
所在地　　千葉県旭市イ字飼場３９４７番３
管理者の氏名　　長 谷 川 洋 美
電話番号　　０４７９－７４－７１１０
ファックス番号　　０４７９－７４－７１２３

（２）事業所の従業者体制

	職務の内容	人員
管理者	業務の一元的な管理	1 名
医師	健康管理及び栄養上の指導	1 名以上
歯科医師	歯科の診療・歯科衛生指導	1 名以上
生活相談員	生活相談及び指導	1 名以上
看護職員	心身の健康管理、保健衛生管理	1 名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持の為の指導	1 名以上
介護職員	介護業務	13 名以上
栄養士	食事の献立、栄養計算、栄養指導	1 名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1 名以上

（３）　設備の概要

○　定員　１０名

○　居室　１０室

利用者の居室は、個室（定員１名）とし、ベッド、キャビネット、洗面台等を備品として備えています。

○　食堂及び共同生活

利用者の使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を設置しています。

○　浴室　２室

浴室には、利用者が使用しやすいよう一般浴の他に、特殊浴槽を設置しています。

○　洗面所及び便所

洗面所は居室ごと、便所はユニットに３箇所の設備を設置しています。

○　多目的室

３．サービスの内容

（１）　基本サービス

①　介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用者の日常生活全般を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

⑦　食事

・ 食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。

・ 医師の指示による食事の提供を行います。

⑧　入浴

週に２回以上入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

⑨　介護

介護予防短期入所生活介護計画にあった介護を行います。

・ 更衣、排泄、食事、入浴等の介助

・ 体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑩　機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑪　生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦　健康管理

利用中の医療機関の受診は基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、主治医・他医療機関へ受診を依頼する場合があります。

（3）　その他のサービス

④　理容

理容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合でご希望の方は申し出下さい。

⑤　所持品の管理

保管できるスペースに限りがありますので、必要最小限の荷物にてお願いいたします。

⑥　レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。(利用期間中に行われる場合)

４．利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬上の告示上の額として設定いたします。

□ 介護報酬告示額（１日あたり）

（1）基本料金

	基本料金（日額）	自己負担（１割）
要支援１	５，２９０円	５２９円
要支援２	６，５６０円	６５６円

（２）加算料金等　（利用者負担額）

ア　送迎加算　片道につき　１８４円

イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）（３月に１回を限度）

月額　１００円

生活機能向上連携加算（Ⅱ）　月額　２００円

個別機能訓練加算を算定している場合　１００円

ウ　機能訓練体制加算　日額　１２円

エ　個別機能訓練加算　日額　５６円

オ　口腔連携強化加算※１月に１回限度　１回　５０円

カ　認知症行動・心理症状緊急対応加算（７日間を限度）

日額　２００円

キ　若年性認知症利用者受入加算　日額　１２０円

ク　療養食加算　１回　８円

ケ　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　月額　１００円

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　月額　１０円

コ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　日額　３円

認知症専門ケア加算（Ⅱ）　日額　４円

サ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　日額　２２円

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　日額　１８円

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　日額　６円

シ　高齢者虐待防止措置未実施減算　－1/１００

ス　業務継続計画未策定減算　－1/１００

セ　身体拘束廃止未実施減算　－1/１００

ソ　長期利用減算

３１日～　日額　要支援１　５０３円

要支援２　６２３円

タ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に14％を掛けて算出

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に13.6％を掛けて算出

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に11.3％を掛けて算出

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に9％を掛けて算出

介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。

□その他の費用

（１）滞在に要する費用・食費（所得に応じて減額があります）

	通常（第４段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
滞在に要する費用（個室）	１日 ２，９１０円	１日 ８８０円	１日 ８８０円	１日 １，３７０円	１日 １，３７０円
食　費	１日 １，５８０円	１日 ３００円	１日 ６００円	１日 １,０００円	１日 １,３００円

１食　あたり

朝食　３９０円　　昼食　６００円　　夕食　５９０円

その他

ア　上記他レクリエーション費用、理美容、衣類等身の回りで必要なものは実費となります。

イ　キャンセル料

入所前にご利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所前の前日５時までにご連絡いただいた場合　　無料

②入所前の前日５時までにご連絡がなかった場合　　１０％

５．サービス利用にあたっての留意事項

① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

⑤ 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される場合、必ず従業者に声をかけてください。

⑥ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

⑦ 従業者に対する贈物や、飲食のもてなしは、お受けでません。

６．非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

③ 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、防災に努めるとともに、災害に備えて

研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年３回利用者及び従業者等の訓練を行います。

④ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

７．感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

８．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

９．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０．守秘義務に関する事項

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。

１１．利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１２．身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１３．高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、法人内に委員会の設置をすること等必要な体制の整備を行うとともに、担当者を配置し、従業者に対し、研修を定期的に実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

１４．苦情相談窓口

※サービスに関する苦情や相談は、次の窓口で対応します。

ご利用相談窓口　窓口担当者　加瀬　和子
長谷川　洋美

ご利用時間：月～土曜日　　9時～6時まで

ご利用方法　電話　０４７９－７４－７１１０

(ア)公的機関においても、次の期間において苦情申し出ができます

旭市高齢者福祉課

所在地　　：千葉県旭市ニの２１３２番地
電話番号　：０４７９－６２－５３０８
ＦＡＸ番号：０４７９－６２－２１７０
受付時間　：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝を除く）

匝瑳市高齢者支援課

所在地　　：千葉県匝瑳市八日市場ハ７９３番地２
電話番号　：０４７９－７３－００３３
ＦＡＸ番号：０４７９－７２－１１１６
受付時間　：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝を除く）

銚子市高齢者福祉課

所在地　　：千葉県銚子市若宮町１番地の１
電話番号　：０４７９－２４－８７５４
ＦＡＸ番号：０４７９－２５－０２７７
受付時間　：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝を除く）

東庄町健康福祉課

所在地　　：千葉県香取郡東庄町石出２６９２番地４
電話番号　：０４７８－８０－３３００
ＦＡＸ番号：０４７８－８０－３１１２

受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

香取市高齢者福祉課

所在地　　：千葉県香取市佐原ロ２１２７番地

電話番号　：０４７８－５０－１２０８

ＦＡＸ番号：０４７８－５０－１３７９

受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

横芝光町役場福祉課

所在地　　：千葉県山武郡横芝光町宮川１１９０２番地

電話番号　：０４７９－８４－１２５７

ＦＡＸ番号：０４７９－８４－２７１３

受付時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地　　：千葉市稲毛区天台６－４－３

電話番号　：０４３－２５４－７４２８

ＦＡＸ番号：０４３－２５４－７４０９

受付時間　：午前 9 時～午後 5 時（土日、祝を除く）

１５．第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	１　あり　２　なし
	２　なし		

１６．協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関又は利用者の主治医等に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等は、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

・名称　　田辺病院

・住所　　千葉県旭市ロの８１８－２

・電話番号　　０４７９－６２－００１６

・ 協力歯科医療機関

・名称　　やすらぎ歯科クリニック

・住所　　千葉県旭市イの３９２５番２

・電話番号　　０４７９－６４－０６４８

◇　緊急時の連絡先

なお、緊急の場合は、「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

１７．損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、施設の損害賠償を減じさせていただきます。

１８．当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　旭福祉会
代表者役職・氏名	理事長　田　邉　信　行
所在地・電話番号	千葉県旭市イの３９２５番２ ０４７９－６３－９０１１

定款の目的に定められた事業

１　第一種社会福祉事業

（ハ）特別養護老人ホームの経営

（ニ）軽費老人ホームの経営

２　第二種社会福祉事業

（ホ）老人短期入所事業の経営

（ヘ）老人デイサービス事業の経営

（ト）老人居宅等事業の経営

（チ）認知症対応型共同生活援助事業の経営

３　公益を目的とする事業

（１）居宅介護支援の事業

（２）地域支援の事業

（３）歯科診療所の事業

（４）介護員養成研修の事業

（５）介護予防・日常生活支援総合事業

（６）地域包括支援センター事業

（７）千葉県留学生受入プログラムに関する事業